

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本

ペット飼養規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第19条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペット飼養規則（以下「飼養規則」という。）を定める。

（趣 旨）

第 1 条 この飼養規則は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）管理規約第19条の規定に基づき、本団地における動物の飼養に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この飼養規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 区分所有者 管理規約第2条（定義）第二号に規定する各棟の区分所有者をいう。

二 占有者 管理規約第2条（定義）第四号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。

三 専有部分 管理規約第2条（定義）第五号に規定する専有部分をいう。

四 共用部分等 管理規約第2条（定義）第六号に規定する共用部分及び付属施設をいう。

五 バルコニー等 管理規約第14条（バルコニー等の専用使用権）第1項において規定する別表第5に掲げるうち、バルコニー、1階に面する庭をいう。

六 理事長 管理規約第41条に規定するワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）の理事長をいう。

七 身体障害者補助犬 身体障害者補助犬法第2条に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）をいう。

八 動物 居住者が飼養する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。

九 危険な動物 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第2条第3項に規定する動物をいう。

十 特定動物 別表第1に定める動物をいう。

（飼養規則の効力及び遵守義務）

第 3 条 この飼養規則は、区分所有者の包括継承人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、区分所有者がこの規則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してこの規則に定める事項を遵守させなければならない。

(飼養を認められる動物)

第 4 条 この飼養規則で飼養を認められる動物は、一の専有部分につき 2 頭を限度とする。ただし、小鳥（鳩、鶏を除く）、ハムスター及び観賞魚はこの限りでない。

(飼養登録申請の方式)

第 5 条 動物の飼養を希望する者は、遅滞なく飼養登録申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、小鳥、ハムスター及び鑑賞魚はこの限りでない。

- 2 前項の申請書の様式は、別記様式第 1 に掲げるとおりとし、法令、規約及びこの規則を遵守することを証するため、申請者が記名押印しなければならない。

(申請書の添付書類)

第 6 条 申請書には誓約書を添付しなければならない。ただし、身体障害者補助犬はこの限りでない。

- 2 前項の誓約書の様式は、別記様式第 2 に掲げるとおりとする。
- 3 身体障害者補助犬の飼養を申請する場合、使用者証の写しを添付するものとする。

(登録申請の審査)

第 7 条 理事長は、飼養登録申請書を受領したときは、遅滞なく理事会の決議を経て登録又は不登録の決定をしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる事項の一つに該当する場合は登録してはならない。

- 一 成長時の体長（ほ乳類の場合は胸骨端から座骨端まで）が 60cm 以上である動物
- 二 危険な動物及び特定動物
- 三 人の身体に危害を加えたことのある動物
- 四 人に伝染するおそれのある病原体に汚染されている動物
- 五 毒を有する動物
- 六 他の居住者に不快感を与える動物

- 2 前項にかかわらず、身体障害者補助犬飼養登録申請を受領したときは、無条件で登録しなければならない。

(登録又は不登録の通知)

第 8 条 理事長は、登録又は不登録の決定をした場合には、遅滞なくペット飼養登録確認書を申請者に送付するものとする。

- 2 前項の登録確認書の様式は別記様式第 3 に掲げるとおりとする。

(資料の提出)

第 9 条 飼養を登録された動物が犬の場合は、申請者は毎年、「狂犬病予防法」第 4 条及び 5 条で定められた登録及び予防注射が確実に行われていることを証明する書類を理事長に提出しなければならない。

(飼養の明示)

第 10 条 動物を飼養する者は、別に管理組合法人が発行する標識を玄関に貼付し、動物を飼養していることを明示しなければならない。

(遵守事項)

第11条 飼養者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないように、動物を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならない。

- 一 飼養は専有部分で行うこと
- 二 バルコニー等で、給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理をしないこと
- 三 身体障害者補助犬を除き、エレベーター等の共用部分では動物を抱きかかえるかケージに入れて運ぶこと
- 四 本団地内では上記によらない場合、伸縮性のないリードを使用すること
- 五 身体障害者補助犬を除き、シャトルバス内ではケージに入れて運ぶこと
- 六 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等に注意すること
- 七 リードを共用部分の樹木や施設の一部に結びつけて使用しないこと
- 八 敷地内のポケットパーク、砂場、ジャブジャブ池等に連れ込まないこと
- 九 身体障害者補助犬を除き、原則としてメインエントランス棟、集会室、スポーツクラブ施設内に連れ込まないこと
- 十 身体障害者補助犬を除き、シャトルバス内に連れ込む場合は、混雑する時間帯を避け、ケージに入れて運ぶ（ただし、状況により連れ込むことができない場合がある）こと

(飼養動物の虐待防止)

第12条 飼養者は、「動物の保護及び管理に関する法律」及び「犬及び猫の飼養及び保護に関する法律」に基づき、動物を虐待してはならない。

(飼養による賠償責任)

第13条 飼養動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合には、理由のいかんを問わず、飼養者が全責任を負わなければならない。

(理事長の勧告及び指示)

第14条 飼養者が、この規則に違反した場合、理事長は、その是正のため、必要な指示又は勧告若しくは警告を行うことができる。

(飼養の禁止)

第15条 飼養者が前条の指示及び勧告等に従わない場合、理事長はその動物の飼養を禁止することができる。

- 2 動物の飼養を禁止された者は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならない。
- 3 動物の飼養を禁止された者は、再度動物を飼養してはならない。

(飼養終了の届け出)

第16条 死亡、譲渡等により動物の飼養が終了した場合は、飼養者は理事長に飼養終了の届け出をしなければならない。

- 2 前項の届け出書の様式は別記様式第4に掲げるとおりとする。

(動物が死亡した場合の処置)

第17条 動物が死亡した場合、飼養者は動物霊園に葬る等、死体を適切に処理しな

なければならない。

(ワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブの設置)

第18条 本団地のペット飼養者は、管理組合法人の指導のもとにワコーレ・ロイヤルガーデン北本ペットクラブ（以下略称「WPC」）を設置する。

2 WPCは、ペット飼養者及び入会を希望する居住者で構成し、会則を定め、適正な運営を図る。

3 WPCは、会員相互及び他の居住者との理解を深めるとともに、ペットの正しい飼養について普及指導することを目的とする。

(委 任)

第19条 理事長は、ペット飼養規則第5条・第7条及び第8条・第14条並びに第16条について、WPCに委任することができる。

(規則の改廃)

第20条 この飼養規則の変更又は廃止は、団地総会の普通決議を経なければならない。

(経過措置)

第21条 この飼養規則発効後、発効前からの現状において、すでに飼養されているペットが飼養規則第4条及び7条に抵触する場合は、条件付き登録とする。ただし、飼養動物が法令等に違反する場合は適用されない。

(附 則)

第1条 この規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において承認された時点より効力を発する。

特定動物の範囲

ほ 乳 類	<p>ぞう科全種、さい科全種、キリン属全種、かば科全種、バイソン属全種、アフリカスイギュウ全種、くま科全種、ヒョウ属全種、ウンピョウ属全種、チーター属全種、ピューマ、オランウータン属全種、チンパンジー属全種、ゴリラ属全種</p>
	<p>アフリカゴールデンキャット、ボルネオヤマネコ、ベンガルヤマネコ、カラカル、ジャングルキャット、パンパスヤマネコ、コドコド、アンデスヤマネコ、マヌルネコ、マーブルキャット、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ、マーゲイ及びジャガランディオオヤマネコ属全種</p>
	<p>おまきざる科のうちホエザル属、クモザル属、ウーリークモザル属及びウーリーモンキー属に含まれる全種</p> <p>おながざる科のうちマカク属、マンガベイ属、ヒヒ属、マンドリル属、ゲラダヒヒ属、オナガザル属、パタスモンキー属、コロブス属、プロコブス属、ドゥクモンキー属、コバナテングザル属、テングザル属及びブリーフモンキー属に含まれる全種、てながざる科全種</p>
	<p>ハイエナ科全種</p> <p>イヌ属のうちヨコスジャッカル、キンイロジャッカル、ディンゴ、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル、タテガミオオカミ全種、ドール属全種、リカオン属全種</p>
鳥 類	<p>ひくいどる科全種</p> <p>コンドル科のうちカリフォルニアコンドル、コンドル及びトキイロコンドル</p> <p>たか科のうちオジロワシ、ハクトウワシ、オオワシ、ヒゲワシ、コシジロハゲワシ、マダラハゲワシ、クロハゲワシ、ミミヒダハゲワシ、ヒメオウギワシ、オウギワシ、パプアオウギワシ、フィリピンワシ、イヌワシ、オナガイヌワシ、カンムリクマタカ及びゴマバラワシ</p>
は 虫 類	<p>アリゲーター科全種、クロコダイル科全種、ガビアル科全種</p> <p>おおとかげ科のうちハナブトオオトカゲ及びコモドオオトカゲ</p>
	<p>かみつきがめ科全種</p>
	<p>どくとかげ科全種</p>
	<p>ボア科のうちボアコンカトリクター、オオアナコンダ、アメジストニシキヘビ、インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ及びアフリカニシキヘビ、なみへび科の有毒へび全種、モールバイパー科全種、コブラ科全種</p> <p>くさりへび科全種</p>

飼養登録申請書

申請日 年 月 日

ワコーレRG北本団地管理組合法人
理事長 殿

棟 号

申請者氏名 印

私は、ペット飼養規則第5条第1項の規定に基づき、必要書類添付の上、飼養申請いたします。

記

ペットの種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他()
品種	_____
性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌
名前	_____
生後年月数	年 月
成長時の予測体長	cm
色	_____
市への登録年月日	年 月 日
市の鑑札番号	市 No. _____
予防接種年月(犬)	年 月
繁殖制限処置	<input type="checkbox"/> 去勢 <input type="checkbox"/> 避妊

添付書類： ※ペットが犬の場合、下記書類を添付のこと

◎登録鑑札のコピー若しくは愛犬手帳のコピー

◎狂犬病予防接種札のコピー若しくは注射済証明書のコピー

但し、接種年齢に満たない生後90日以内の場合は後日提出で可

誓約書

年 月 日

ワコーレR G北本団地管理組合法人
理事長 殿

棟 号

申請者氏名 印

ペットの種類 犬猫その他()

ペット名前 _____

私は、別記記載のペット飼養に関し、関係法令及びワコーレロイヤルガーデン北本団地管理組合法人「管理規約」並びに「ペット飼養規則」を遵守し、他の居住者の方々に対し、いっさい危害及び迷惑をおかけいたしません。万一違反した場合はペット飼養規則第14条及び15条に基づき、理事長の指示に従うことを誓います。

全種 全身写真を添付のこと

ペット飼養登録承認書

年 月 日

棟 号
申請者氏名 殿

ペットの種類 犬猫その他()

ペット名前 _____

ワコーレR G北本団地管理組合法人
理事長 印

年 月 日に貴殿より申請のありましたペットの飼養に関し、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 申請のとおり登録します。
- 申請について、下記の条件により登録します。
- 申請について、下記の理由により登録できません。

条件・理由：

ペット飼養終了届

年 月 日

ワコーレR G北本団地管理組合法人
理事長 殿

棟 号

申請者氏名 印

私は、下記のとおりペットの飼養を終了したので、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人ペット飼養規則第16条に基づき、届け出ます。

記

- 1 終了年月日 年 月 日
- 2 理由 死亡 譲渡 その他
- 3 ペットの種類 犬 猫 その他()
- 4 ペット名前